

忘れがちな
お金回りのこと。



補助金・年金etc.

subsidy

Series 国民年金 学生納付特例制度のご案内

by 市民課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8805 大隅 ☎ 099-482-5923 財部 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが応答します)

国民年金は、20歳以上であれば学生でも加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、申請により国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下の方または失業等の理由のある方です。

【所得のめやす】

▽118万円＋(扶養親族の数)×38万円

※所得Ⅱ(収入・必要経費)です。

給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。

新年度に向けて

学生納付特例は年度ごとの申請が必要です。平成29年度に承認を受けた方で平成30年度も引き続き在学予定の方へは、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます。(この場合、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です)

申請書提出後の注意

申請後、日本年金機構からおおむね2～3カ月後に審査結果が送付されます。その間、年金事務所や民間委託業者(日立トリプルウィン・NIT印刷共同企業体)から、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますのであらかじめご了承ください。

年金手帳はお持ちですか？

年金の各種届出をする場合には、原則として年金手帳(基礎年金番号の確認できるもの)の提示が必要です。特に、就職が決まったときや、会社員・公務員等である配偶者の扶養に入るようになったときは、勤務先から年金手帳の写しの提出を求められることがあります。

万が一紛失等された場合は、再交付ができます。国民年金加入中の方は、市役所年金窓口へお申し出ください。ご自宅へ郵送で届きますが、2～3週間ほど日数を要しますので、必要な時期に間に合うよう、早めの確認をお願いします。※厚生年金加入中の方、またはその方に扶養されている配偶者の方は勤務先(配偶者の勤務先)で再交付手続きができます。



鹿屋年金事務所による移動相談

※相談は無料ですが予約が必要です。枠に限りがありますので、早めにご予約ください。

期 日	時 間	場 所	予約先
3月 8日(木)	午前10時～午後3時	大隅支所別館 2階大会議室	大隅支所 市民係 ☎ 099-482-5923
4月 12日(木)		本庁(末吉) 1階会議室	本庁 国民年金係 ☎ 0986-76-8805

Series 税チャンネル 平成30年度 各種税・料の納期について

by 税務課・各支所地域振興課 本庁 ☎ 0986-76-8804 大隅 ☎ 099-482-5922 財部 ☎ 0986-72-0932

月 別	市県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料(1号)	後期高齢者医療保険料	上下水道料	納期限
徴収区分	普通徴収	—	—	普通徴収	普通徴収	普通徴収	—	
4月								5月1日
5月		1期	全期				1期	5月31日
6月	1期			1期	1期			7月2日
7月		2期		2期	2期	1期	2期	7月31日
8月	2期			3期	3期	2期		8月31日
9月		3期		4期	4期	3期	3期	10月1日
10月	3期			5期	5期	4期		10月31日
11月		4期		6期	6期	5期	4期	11月30日
12月	4期			7期	7期	6期		12月25日
1月				8期	8期	7期	5期	1月31日
2月				9期	9期	8期		2月28日
3月							6期	4月1日

平成30年度の各種税・料の納期については左表のとおりです。

諸事情により納期限内に納めることが困難な場合は、早めに納税相談等を行ってください。また、督促状や催告書が届いた場合は放っておかず、早めにご連絡や相談されますようお願いいたします。

納付については便利な口座振替もできますのでご利用ください。申込手続きについては、金融機関に申込書がございましたので、振替を希望する口座の通帳および届出印をご持参のうえ、ご利用の金融機関でお申し込みください。なお、お申込受付日より約2カ月後の納期から口座振替開始となります。

すでに、口座振替をご利用の方は、各期の納期限が振替日となりますので、振替日前に残高の確認をお願いいたします。

平成29年度分の納付はお済でしょうか？

平成29年度も残りわずかとなりました。各種税・料に未納がある場合は、早期の完納をお願いします。

固定資産課税台帳縦覧・閲覧のお知らせ

縦覧・閲覧期間

▽平成30年4月2日(月)～5月31日(木)

時間

▽午前8時30分～午後5時15分

場所

▽本庁税務課、各支所地域振興課税務係

※土日祝日の閉庁日を除く

固定資産課税台帳は、ご自分の土地、家屋等に関する事項や平成30年度の税額など重要な事項が記載されています。また、平成30年度は3年に1度の評価替えの年です。ご自分の資産を確認するためにも、ぜひ縦覧・閲覧をされるようお知らせします。※縦覧・閲覧には運転免許証等の身分証明書の提示が必要です。また、同居の家族以外の縦覧・閲覧については委任状が必要です。

太陽光発電設備等に係る固定資産税(償却資産)の課税について

太陽光発電設備は償却資産に該当し、次の場合は、固定資産税の課税対象となるため、償却資産の所有状況を申告する必要があります。

課税の対象となる場合

① 個人(住宅用) 10kW以上

家屋の屋根上などに経済産業省の認定を受けた設備を設置し、発電量の全量または余剰を売電している場合

② 個人(事業用)

個人で事業用として発電量の全量または余剰を売電している場合

③ 法人

発電出力量や全量売電、余剰売電にかかわらず対象